

犬山南高等学校同窓会規約改正案

2023年4月、犬山南高等学校から名称変更された犬山総合高校が開校し、来春、実質的な第1回生が卒業されることから、我々会員とその方々が共に同窓生として、会員相互の親睦や母校、地域の発展に寄与することが望ましいと考え、犬山南高等学校同窓会規約の改正を、次のとおり提案します。

2025年11月3日

犬山南高等学校同窓会会長 寺澤 実

改正前	改正後
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 本会は愛知県犬山南高等学校（以下「母校」とする。）同窓会と称する。</p> <p>第2条 本会は会員相互の親睦を深め、母校の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>第3条 本会は事務局を母校内に置く。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 本会は愛知県犬山南高等学校・犬山総合高等学校同窓会（以下「臥龍(かりょう)会」とする。）と称する。</p> <p>2 犬山南高等学校及び犬山総合高等学校を合わせて母校とする。</p> <p>第2条 本会は会員相互の親睦を深め、犬山総合高等学校及び臥龍会、地域の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>第3条 本会は主たる事務局を犬山総合高等学校内に置く。</p>
<p>第2章 事業</p> <p>第4条 本会は次の事業を行う。</p> <p>(1) 総会の開催</p> <p>(2) 会員名簿の整理及び会報の発行</p> <p>(3) 母校の事業後援</p> <p>(4) その他本会の目的を達成するに必要な事項</p>	<p>第2章 事業</p> <p>第4条 本会は次の事業を行う。</p> <p>(1) 会員相互の親睦及び地域貢献</p> <p>(2) 犬山総合高等学校の事業後援</p> <p>(3) 臥龍会活動の情報発信</p> <p>(4) その他本会の目的を達成するに必要な事項</p>
<p>第3章 会員</p> <p>第5条 本会は次の会員をもって組織する。</p> <p>(1) 正会員・・・母校の卒業生</p> <p>(2) 特別会員・・・母校の現旧職員</p>	<p>第3章 会員</p> <p>第5条 本会は次の会員をもって組織する。</p> <p>(1) 正会員・・・犬山南高等学校及び犬山総合高校の卒業生</p> <p>(2) 特別会員・・・母校の現旧職員</p>

<p>第6条 会員は住所、氏名に異動の生じた場合、直ちに本会事務局に報告するものとする。</p>	<p>第6条 会員は住所、氏名に異動の生じた場合、直ちに本会事務局に報告するものとする。</p>
<p>第4章 役員</p>	<p>第4章 役員</p>
<p>第7条 本会に次の役員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会長 1名 正会員 (2) 副会長 2名 正会員 (3) 庶務 3名 正会員及び特別会員 (4) 会計 2名 正会員 (5) 監査 2名 (6) 幹事及び常任幹事 (7) 顧問 現母校校長及び同窓会役員経験者 	<p>第6条 本会に次の役員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会長 1名 正会員 (2) 副会長 2名 正会員 (3) 庶務 2名 正会員及び特別会員 (4) 会計 2名 正会員 (5) 監事 2名 (6) 幹事及び常任幹事 (7) 顧問 母校現職校長及び臥龍会役員経験者
<p>第8条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。</p>	<p>第7条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。</p>
<p>第9条 本会の役員選出は次の方法で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会長は、常任幹事会が推薦し総会で承認を受ける。 (2) 副会長は、会長が推薦し総会で承認を受ける。 (3) 庶務、会計及び監査は、会長が幹事の中から委嘱する。 (4) 幹事は、クラス毎に男女1名を選出し、そのうち2名を、卒業年度の常任幹事として互選する。 (5) 顧問は、必要に応じて会長が推薦する。 	<p>第8条 本会の役員選出は次の方法で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会長は、役員会が推薦し総会で承認を受ける。 (2) 副会長は、会長が推薦し総会で承認を受ける。 (3) 庶務、会計及び監事は、会長が正会員の幹事等の中から委嘱する。 (4) 幹事は、クラス毎に男女1名を選出し、そのうち 1名を、卒業年度の常任幹事として互選する。 (5) 顧問は、必要に応じて会長が推薦する。
<p>第10条 本会の役員の職務は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。 (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。 (3) 庶務は総会及び役員会等の庶務を行う。 (4) 会計は、会計事務を行う。 (5) 会計監査は、会計を監査する。 (6) 幹事は、本会の事業の企画、運営を行う。 	<p>第9条 本会の役員の職務は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。 (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。 (3) 庶務は会務や役員会等の庶務を行う。 (4) 会計は、会計事務を行う。 (5) 監事は、臥龍会の事業や会計を監査する。 (6) 幹事は、本会の事業の企画、運営を行う。

<p>(7) 常任幹事は、卒業年次の幹事の取りまとめを行う。 (8) 顧問は、会長の求めに応じて本会運営を支援する</p>	<p>(7) 常任幹事は、前号に加え卒業年次の幹事の取りまとめを行う。 (8) 顧問は、会長の求めに応じて本会運営を支援する。</p>
<p>第5章 会議</p> <p>第11条 本会の会議は次のとおりとし、会則改正以外の議事は出席者の過半数で決する。</p> <p>(1) 総会 年1回、定期総会を開催する。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。</p> <p>(2) 役員会 会長、副会長、庶務、会計で構成し、会務を遂行する。会長は、会を運営し、必要に応じて、顧問等に出席を要請することができる。</p> <p>(3) 常任幹事会 会長、副会長、庶務、会計及び常任幹事で構成し、会長が必要に応じて招集し、会務を遂行する。会長は、会を運営し、必要に応じて、顧問等に出席を要請することができる。</p> <p>(4) 年度別幹事会 常任幹事が必要に応じてこれを招集し、会員相互の連絡等にあたる。</p>	<p>第5章 会議</p> <p>第10条 本会の会議は次のとおりとし、会則改正以外の議事は出席者の過半数で決する。</p> <p>(1) 総会 年1回、定期総会を開催する。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。</p> <p>(2) 役員会 会長、副会長、庶務、会計で構成し、会務を遂行する。会長は、会を運営し、必要に応じて、顧問等に出席を要請することができる。</p> <p>(3) 常任幹事会 会長、副会長、庶務、会計及び常任幹事で構成し、会長が必要に応じて招集し、会務を遂行する。会長は、会を運営し、必要に応じて、顧問等に出席を要請することができる。</p> <p>(4) 年度別幹事会 常任幹事が必要に応じてこれを招集し、会員相互の連絡等にあたる。</p>
<p>第6章 経費</p> <p>第12条 本会の正会員は、母校を卒業する際に終身会費として、3,000円を納入するものとする。</p> <p>第13条 本会の経費は、入会金、臨時会費及び寄付金をもってあてる。</p>	<p>第6章 経費</p> <p>第11条 本会の正会員は、母校を卒業する際に終身会費として、3,000円を納入するものとする。</p> <p>第12条 本会の経費は、入会金、臨時会費及び寄付金をもってあてる。</p>
<p>第7章 会則の改正</p> <p>第14条 この会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。</p>	<p>第7章 会則の改正</p> <p>第13条 この会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる</p>

<p>附則</p> <p>(1) 会員は職業、住所、氏名に異動の生じた場合、直ちに本会事務局に報告するものとする。</p> <p>(2) 本会則は昭和56年3月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>平成2年8月12日一部改正。</p> <p>附則</p> <p>平成29年11月11日一部改正</p> <p>(1) この会則は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(2) 役員については、新会則の下、新たな任期で引き継ぐものとするとが、会長が必要に応じて改選するものとする。</p>	<p>附則</p> <p>(1) 会員は職業、住所、氏名に異動の生じた場合、直ちに本会事務局に報告するものとする。</p> <p>(2) 本会則は昭和56年3月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>平成2年8月12日一部改正。</p> <p>附則</p> <p>平成29年11月11日一部改正</p> <p>(1) この会則は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(2) 役員については、新会則の下、新たな任期で引き継ぐものとするとが、会長が必要に応じて改選するものとする。</p> <p>附則</p> <p>令和7年11月3日一部改正</p> <p>(1) この会則は、令和8年1月1日から施行する。</p>
--	---

(規約改正の意図等)

■同窓会名称について

これまでの本会の歴史等を勘案して、同窓会名称を「愛知県犬山南高等学校・犬山総合高等学校同窓会」と定め、来春、犬山総合高等学校を卒業する実質的な第1回卒業生から以後、犬山総合高校の卒業生も本会会員としてお迎えし、共に集い、親睦等を図る組織としたい。

また、高校名の併記により、同窓会名が長くなるので、通常は通称として「臥龍(がりょう)会」を利用することとする。

■臥龍会とした理由

犬山総合高校体育館の通称名。ちなみに、武道場は「獨行堂」、弓道場は「紀昌堂」です。

■「臥龍」とは

- 読み方→「がりゅう」と言われることもあるが、広辞苑&新字源では「がりょう」を採用している。
- 語彙 →天にも昇る勢いや能力、志を持っているが、それが未だ機会を得ず、横たわっている、準備している様。諸葛孔明の例えとされている。

■卒業生名簿の整備、更新は、昨今の社会情勢から難しいと判断し、卒業時の名簿整備のみ継続することとした。同窓会の事業等の情報発信については随時、犬山総合高校HP「同窓会コーナー」を主とする。